

広島県告示第八百一十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和二年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

令和二年十月一日

二 存続期間

免許の日から令和五年八月三十一日まで

三 申請期間

令和二年七月九日から令和二年八月三十一日まで

四 公示番号

区第三百九十八号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	一月一日から二月二日まで
第一種区画漁業	あさり垂下式養殖業	一月一日から二月二日まで
第一種区画漁業	あかがい養殖業	一月一日から二月三日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

福山市田尻町地先

(2) 区域

次のアイ、イウ、ウニ、ニアを結んだ4直線によつて囲まれた区域。ただし距岸五十メートルの区域を除く。

基 点 一 福山市田尻町田尻漁港東側防波堤付け根から護岸沿い東へ八十メートルの所

〃 二 福山市水呑町と田尻町の海岸線における境界

ア 一 から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上三百メートルの所

イ 〃 五百五十メートルの所

ウ 二 から福山市走島町袴島の高を見通す線上二百五十メートルの所

六 地元地区

福山市田尻町